

# 居住衛生設備規則

規  
則

## 2015年 第1回 一部改正

2015年 12月 25日 規則 第58号

2015年 7月 28日 技術委員会 審議

2015年 9月 14日 理事会 承認

2015年 12月 25日 国土交通大臣 認可

2015年12月25日 規則 第58号  
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

### 3編 居住衛生設備

#### 1章 船員に関する設備

##### 1.2 船員室

###### 1.2.2 船員室の定員

-1.を次のように改める。

-1. 船員室の定員は、1人としなければならない。ただし、総トン数3,000トン未満の船舶であつて、船員室の床面積が $7m^2$ 以上の場合には、かつ本会が適当と認める場合には、当該船員室の定員を2人とすることができる。

#### 附 則

1. この規則は、2015年12月25日から施行する。

---

# 居住衛生設備規則検査要領

要  
領

2015年 第1回 一部改正

2015年12月25日 達 第77号

2015年 7月28日 技術委員会 審議

2015年12月25日 達 第77号  
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3 編 居住衛生設備

#### 1 章 船員に関する設備

##### 1.2 船員室

1.2.2 を次のように改める。

##### 1.2.2 船員室の定員

-1. 規則 3 編 1.2.2-1.にいう「本会が適当と認める場合」とは、船員室の定員を 2 人とすることについて、船舶所有者団体と船員団体との間で合意がなされている場合をいう。

~~-2.~~ 規則 3 編 1.2.2-2.にいう職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

~~-3.~~ 規則 3 編 1.2.2-3.にいう部員とは、船長及び職員を除く船員であって船内で使用される者をいう。

~~-4.~~ 特殊目的船の船員室の定員及び床面積については次によること。

(1) 船長及び職員が使用する船員室の定員は 1 人とし、その場合における船員室の床面積は表 1.1(a)に掲げる値以上とすること。

(2) 部員室の定員は、2 人以上とすることができる。その場合の床面積は、表 1.1(b)の左欄に定める定員の数に応じ、それぞれ右欄に掲げる数値以上とすること。4 人を超える定員の船員室とする場合は、1 人当たりの床面積は  $3.6 m^2$  以上とすること。

#### 附 則

1. この達は、2015年12月25日から施行する。